

- 石川県警察学校警部補及び巡査部長任用時教養実施要綱の制定について（通達）

〔 令和 2 年 3 月 27 日 人 育 甲 達 第 56 号 〕  
〔 石 川 県 警 察 本 部 長 か ら 部 課 署 長 あ て 〕

石川県警察学校における警部補及び巡査部長任用時教養について、見出し要綱を別添のとおり制定し、令和 2 年 4 月 1 日以降の教養計画から実施することとしたので、効果的かつ効率的な教養の推進に配慮されたい。

別添

## 石川県警察学校警部補及び巡査部長任用時教養実施要綱

### 1 教養の目的

警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者に対して、上位階級者としての意識付けを行うとともに、それぞれの職責を果たす上で、必要不可欠な知識、技能等を補完することを主たる目的とする。

### 2 課程の名称

警部補任用時教養の課程は警部補任用科とし、巡査部長任用時教養の課程は巡査部長任用科とする。

### 3 教養期間

各課程とも教養期間は、2週間とする。

### 4 教養対象者

教養対象は、警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者のうち、管区警察学校の警部補任用科又は巡査部長任用科の課程に入校しない者とする。

### 5 教養内容

#### (1) 教科課程

ア 警部補任用科の教科課程は、別表1「石川県警察学校警部補任用科教科課程」のとおりとする。

イ 巡査部長任用科の教科課程は、別表2「石川県警察学校巡査部長任用科教科課程」のとおりとする。

#### (2) 教授細目

人材育成課長は、別に定める「石川県警察学校警部補任用科教科課程教授細目基準」及び「石川県警察学校巡査部長任用科教科課程教授細目基準」に従って、教授細目を定めるものとする。

### 6 授業計画

人材育成課長は、教養の実施に当たり、あらかじめ授業計画を策定するものとする。この場合において、授業時間の単位は時限とし、1時限は80分とする。

### 7 その他

一般職員の昇任時教養についてもこれに準じて実施することができるものとする。

(別表は省略)